

平成26年度 普通交付税の決定について

交 付 額

(単位:億円、%)

区 分	平成26年度	平成25年度	伸 率
道府県分	84,533	84,251	0.3
市町村分	74,191	76,136	△2.6
合 計	158,724	160,387	△1.0

地域の元気創造事業費

通常の算定に加えて、各地方公共団体が地域経済活性化に取り組むための財政需要を算定するため、「地域の元気創造事業費」を計上。

区 分	算 定 額
道府県分	875億円
市町村分	2,625億円
合 計	3,500億円

平成26年度 普通交付税の算定結果 (財源不足団体)

1 基準財政需要額、基準財政収入額、普通交付税額

(単位:億円、%)

区 分	道 府 県 分		市 町 村 分		
	平成26年度	対前年度伸率	平成26年度	対前年度伸率	
基準 財政 需要 額	個別算定経費 (c、d、e除き) a	170,584	1.1	170,230	△0.8
	包括算定経費 b	14,411	△5.5	27,838	△5.6
	地域経済・ 雇用対策費 c	2,848	△11.3	2,900	△27.5
	地域の元気 創造事業費 d	818	皆増	2,535	皆増
	公債費等 e	31,371	5.1	29,411	5.0
	臨時財政対策 債振替相当額 f	34,101	△11.4	21,851	△7.6
	合 計 (a+b+c+d+e -f) g	(220,032) 185,931	(0.5) 3.0	(232,914) 211,064	(△0.5) 0.3
基準財政収入額	101,251	5.4	136,705	1.9	
交付基準額	84,680	0.4	74,358	△2.5	
普通交付税額	(118,634) 84,533	(△3.3) 0.3	(96,042) 74,191	(△3.7) △2.6	

- (注) 1 ()書きは、臨時財政対策債分を含めた場合の計数である。
 2 平成26年度の財源不足団体について、対前年度(当初算定)との伸率を算出している。
 なお、交付基準額及び普通交付税額については、前年度(当初算定)の実績に対する伸率である。
 3 交付基準額と普通交付税額との差額は調整額である。
 4 表示単位未満を四捨五入しているため、項目ごとの数値の計と合計は一致しない。

2 算定結果の特徴

道府県分及び市町村分の基準財政需要額、基準財政収入額の全体的な傾向は、次のとおりである。

区 分		道 府 県 分	市 町 村 分
基準財政需要額	増要因	<ul style="list-style-type: none"> 地域の元気創造事業費の新設 消費税・地方消費税率の引上げに伴う社会保障の充実（社会福祉費、高齢者保健福祉費等） 給与削減措置の復元 高齢者保健福祉費（65歳以上人口）の介護給付費負担金 高齢者保健福祉費（75歳以上人口）の後期高齢者医療給付費負担金 臨時財政対策債償還費 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の元気創造事業費の新設 消費税・地方消費税率の引上げに伴う社会保障の充実（社会福祉費、高齢者保健福祉費等） 給与削減措置の復元 高齢者保健福祉費（65歳以上人口）の介護給付費負担金 高齢者保健福祉費（75歳以上人口）の後期高齢者医療給付費負担金 臨時財政対策債償還費
	減要因	<ul style="list-style-type: none"> 地域の元気づくり推進費の廃止 地方財政計画の歳出特別枠（「地域経済基盤・雇用等対策費」）の減の反映 地方財政計画の歳出の重点化・効率化の反映 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の元気づくり推進費の廃止 地方財政計画の歳出特別枠（「地域経済基盤・雇用等対策費」）の減の反映 地方財政計画の歳出の重点化・効率化の反映
基準財政収入額	増要因	<ul style="list-style-type: none"> 法人事業税 地方消費税 地方法人特別譲与税 	<ul style="list-style-type: none"> 固定資産税 地方消費税交付金
	減要因	<ul style="list-style-type: none"> 道府県たばこ税 自動車取得税 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村たばこ税 自動車取得税交付金

3 主な算定方法改正点

1 「地域の元気創造事業費」の算定(3,500億円程度)

今年度の地方財政計画に計上された「地域の元気創造事業費」については、普通交付税において、人口を基本とした上で、各地方公共団体の行革努力や地域経済活性化の成果を反映して算定。

	行革努力分	地域経済活性化分	計
道府県分	750億円程度	125億円程度	875億円程度
市町村分	2,250億円程度	375億円程度	2,625億円程度

2 市町村合併による行政区域の広域化を反映した算定

平成の合併により、市町村の面積が拡大する等市町村の姿が大きく変化したことを踏まえ、合併団体の支所が住民サービスの維持・向上、コミュニティの維持管理や災害対応等に重要な役割を果たしていることに着目し、平成26年度においては先行的に「支所に要する経費」を算定。

3 消費税・地方消費税の引上げに伴う算定

消費税・地方消費税の引上げに伴う社会保障の充実分等の地方負担額について、基準財政需要額に100%算入するとともに、地方消費税引上げに伴う地方消費税及び地方消費税交付金の増収分について、基準財政収入額に100%算入。

4 東日本大震災の被災団体に対する算定上の特例(42億円程度)

東日本大震災の被災団体に対して、小・中学校費、高等学校費及びその他の教育費(幼稚園)の算定において、引き続き特例的な措置を講じ、財政運営に支障が生じないように配慮。

平成26年度 普通交付税交付額(道府県分・市町村分)

(単位：百万円)

都道府県	道府県分				市町村分			
	基準財政需要額	基準財政収入額	財源不足額	普通交付税額	基準財政需要額	基準財政収入額	財源不足額	普通交付税額
北海道	1,126,611	465,184	661,428	660,535	1,348,838	586,514	762,325	761,256
青森	319,047	104,483	214,564	214,311	312,963	122,844	190,119	189,871
岩手	325,951	108,429	217,523	217,264	318,407	131,440	186,967	186,715
宮城	370,055	219,036	151,019	150,726	446,219	275,965	170,253	169,900
秋田	274,425	79,827	194,598	194,381	284,404	100,166	184,238	184,013
山形	271,345	90,197	181,148	180,933	253,829	111,400	142,428	142,227
福島	377,892	189,765	188,128	187,828	406,244	218,829	187,414	187,093
茨城	450,697	282,250	168,447	168,090	486,902	337,077	149,825	149,439
栃木	319,042	196,068	122,974	122,722	330,358	247,878	82,481	82,219
群馬	313,540	184,158	129,382	129,133	355,682	238,794	116,888	116,606
埼玉	793,491	607,778	185,713	185,084	970,595	833,944	136,651	135,882
千葉	709,403	551,859	157,543	156,981	843,771	702,403	141,368	140,736
東京	1,981,687	1,999,071	-	-	431,196	382,072	49,124	48,782
神奈川	931,952	854,929	77,023	76,284	1,208,579	1,142,254	66,325	65,367
新潟	475,382	203,502	271,879	271,503	511,912	264,249	247,663	247,257
富山	230,916	102,542	128,374	128,191	215,838	132,808	83,030	82,859
石川	237,693	108,278	129,415	129,227	242,627	139,799	102,828	102,635
福井	207,342	76,039	131,304	131,139	157,497	97,933	59,563	59,439
山梨	209,616	76,616	133,000	132,834	180,991	92,032	88,960	88,816
長野	398,919	185,088	213,831	213,515	480,471	239,689	240,782	240,401
岐阜	350,361	181,650	168,711	168,433	398,685	241,377	157,309	156,993
静岡	512,168	358,979	153,189	152,784	590,583	497,078	93,505	93,037
愛知	896,441	818,706	77,735	77,024	950,847	863,210	87,637	86,884
三重	313,101	177,668	135,433	135,185	343,161	226,108	117,053	116,781
滋賀	241,309	127,015	114,294	114,103	252,320	169,507	82,813	82,613
京都	385,902	214,454	171,448	171,142	458,032	312,525	145,507	145,144
大阪	1,095,643	821,189	274,454	273,586	1,448,778	1,197,585	251,193	250,045
兵庫	777,133	477,600	299,532	298,916	982,138	704,468	277,669	276,891
奈良	249,769	101,228	148,540	148,342	249,127	139,485	109,642	109,445
和歌山	238,019	75,582	162,437	162,248	213,950	104,151	109,799	109,629
鳥取	180,904	45,361	135,543	135,400	141,094	56,506	84,588	84,476
島根	238,851	55,950	182,901	182,712	209,992	71,553	138,438	138,272
岡山	328,984	163,140	165,843	165,583	402,578	233,773	168,805	168,486
広島	437,312	253,238	184,074	183,728	547,477	352,438	195,039	194,605
山口	295,954	124,756	171,198	170,964	290,440	161,003	129,437	129,207
徳島	212,565	65,843	146,722	146,553	174,331	85,873	88,457	88,319
香川	202,774	92,130	110,644	110,484	192,539	116,169	76,370	76,218
愛媛	279,541	113,771	165,770	165,549	301,947	155,394	146,553	146,314
高知	226,544	54,072	172,472	172,293	198,661	71,618	127,043	126,886
福岡	697,565	430,295	267,270	266,717	901,302	592,157	309,145	308,430
佐賀	211,854	68,451	143,404	143,236	175,243	83,854	91,389	91,250
長崎	315,751	96,909	218,842	218,592	331,436	130,335	201,101	200,838
熊本	348,427	131,382	217,045	216,769	390,002	177,347	212,655	212,346
大分	263,944	92,581	171,363	171,154	259,425	126,375	133,051	132,845
宮崎	267,475	83,350	184,125	183,913	243,981	108,443	135,538	135,344
鹿児島	387,907	122,648	265,260	264,952	406,898	162,569	244,329	244,006
沖縄	293,534	91,079	202,455	202,223	264,093	131,555	132,538	132,329
合計	20,574,740	12,124,124	8,468,000	8,453,266	21,106,382	13,670,544	7,435,838	7,419,150

(注) 1. 市町村分については、財源不足団体分を記載している。

2. 表示単位未満を四捨五入しているため、各都道府県の数値の計と合計は一致しない。

地域の元気創造事業費

基本的な考え方

- ・普通交付税において、通常の算定に加えて、各地方公共団体が地域経済活性化に取り組むための財政需要を算定

平成26年度算定額

	行革努力分	地域経済活性化分	計
道府県分	750億円程度	125億円程度	875億円程度
市町村分	2,250億円程度	375億円程度	2,625億円程度
計	3,000億円程度	500億円程度	3,500億円程度

算定方法

単位費用 × 人口 × 段階補正 × (経常態容補正 I + 経常態容補正 II)

道府県： 860円
市町村： 2,270円

《行革努力分》

経常態容補正 I = (0.3A + 0.2B + 0.1C + 0.1D + 0.1E + 0.1F + 0.1) × α

- A : 職員数削減率
- B : ラスパイレス指数 (前年度)
- C : ラスパイレス指数 (直近5か年平均)
- D : 人件費削減率
- E : 人件費を除く経常的経費削減率
- F : 地方債残高削減率
- α : 算定額を総額に合わせつけるための率

各団体の削減率と全国の削減率との差 (ラスパイレス指数については、指数100との差) に応じて割増し又は割落し

(注1) 平成25年度のラスパイレス指数については、7月1日時点の指数を用いることを基本としつつ、8月以降の給与減額も反映 (ただし、減額時期に応じた調整率を乗じる)

(注2) 地方債残高削減率については、臨時財政対策債、災害復旧事業債等を除外

(注3) 削減率は、全国数値がピーク時であった5年間の平均と直近5年間の平均により算出
(例) 職員数削減率：H5～H9の平均職員数とH21～H25の平均職員数により算出

《経済活性化分》

経常態容補正 II = (0.15G + 0.15H + 0.15I + 0.15J + 0.15K + 0.15L + 0.05M + 0.05N) × β

- G : 第一次産業産出額 (道府県) ・ 農業産出額 (市町村)
- H : 製造品出荷額
- I : 小売業年間商品販売額
- J : 若年者就業率
- K : 従業者数
- L : 事業所数
- M : 延べ宿泊数 (道府県) ・ 転入者人口比率 (市町村)
- N : 一人当たり県民所得 (道府県) ・ 一人当たり地方税収 (市町村)
- β : 算定額を総額に合わせつけるための率

各団体の伸び率と全国の伸び率との差に応じて割増し

(注) 毎年度公表される統計を用いる指標は3か年平均の伸び率を、その他の指標は直近の伸び率を用いる。

平成26年度 地域の元気創造事業費算定額

(単位:百万円)

都道府県	都道府県分	市町村分
北海道	3,230	15,336
青森県	1,741	5,182
岩手県	1,612	4,627
宮城県	1,472	5,193
秋田県	1,704	4,249
山形県	1,486	3,528
福島県	1,628	5,563
茨城県	1,474	8,009
栃木県	1,585	4,880
群馬県	1,331	5,189
埼玉県	2,661	12,507
千葉県	2,529	8,995
東京都	5,693	9,509
神奈川県	3,424	7,865
新潟県	1,211	7,098
富山県	1,235	2,735
石川県	1,372	3,154
福井県	1,385	2,587
山梨県	1,252	3,051
長野県	1,677	7,132
岐阜県	1,603	6,285
静岡県	1,557	5,923
愛知県	2,033	9,106
三重県	1,148	4,483
滋賀県	1,420	3,249
京都府	1,555	4,199
大阪府	4,071	14,270
兵庫県	2,437	10,221
奈良県	1,572	4,217
和歌山県	1,552	2,983
鳥取県	1,289	2,067
島根県	1,745	2,510
岡山県	1,877	4,924
広島県	1,961	6,089
山口県	1,444	3,723
徳島県	1,766	2,984
香川県	1,519	3,031
愛媛県	1,678	4,727
高知県	1,719	3,040
福岡県	2,216	9,144
佐賀県	1,599	3,071
長崎県	1,587	4,869
熊本県	1,726	5,446
大分県	1,718	2,997
宮崎県	1,604	2,933
鹿児島県	1,806	5,889
沖縄県	1,563	3,677
合計	87,467	262,448

(注)1. 特別区分の普通交付税は東京都分と合算して算定されるが、上記の表においては市町村分に記載している。

2. 表示単位未満を四捨五入しているため、各都道府県の単純合計と合計欄は一致しない。

市町村の姿の変化に対応した交付税算定について

基本的な考え方

平成の合併により、市町村の面積が拡大する等市町村の姿が大きく変化したことを踏まえ、合併後の市町村の財政需要を的確に把握し、普通交付税の算定に反映。

平成26年度の見直し項目

■支所に要する経費の算定

- ・合併団体の支所が、住民サービスの維持・向上、コミュニティの維持管理や災害対応等に重要な役割を果たしていることに着目し、当該支所に要する経費を交付税の算定に反映

【算定方法】

- ・旧市町村の役場＝支所とみなして(本庁が所在する旧市町村役場は除く)、下記の算式により、旧市町村ごとに算定

$$\text{標準的な支所の経費} \times \text{所管区域人口の多寡による補正} \times \text{本庁からの距離の遠さによる補正}$$

(※1) (※2)

※1 所管区域人口8,000人、本庁からの距離16kmで約2.4億円

※2 離島の支所は、陸路と海路で実態が異なることを踏まえ、水路距離を2倍として算定

- ・旧市町村ごとに算定した額を合算し、合併団体の一本算定に平成26年度以降、3年間をかけて3分の1ずつ段階的に加算(合併算定替の需要額には加算しない)

【平成26年度算定額】

1,154億円(支所需要額3,463億円の3分の1)

【参考】上記の「支所に要する経費」以外の見直し項目

下記について、引き続き市町村の実情を踏まえた検討を進め、平成27年度以降、順次交付税算定に反映

■人口密度等による需要の割増し

- ・合併により市町村の区域が拡大したことにより増加が見込まれる経費(消防、保健・福祉サービスに要する経費等)を反映
- ・離島を合併した団体の需要についても別途検討

■標準団体の面積の見直し

- ・交付税の算定に用いている標準団体の面積を拡大する方向で見直し。これに伴い、標準団体の施設数(公民館、消防の出張所等)を見直し、単位費用に反映等